

平成27年度から

「前納報奨金制度」を 廃止します

収 納

お問合せ
役場収納課管理徴収係
☎ 885-0340 (内) 129

美浦村では、平成27年度から「前納報奨金制度」を廃止いたします。納税者の皆さまにおかれましては、制度の廃止についてご理解くださるようお願いいたします。

なお、これまでどおり全期分を一括して納付することもできます。今後も納期内納付にご協力をお願いいたします。

■ 前納報奨金制度の概要 ■

この制度は、税収の早期確保と納税意識の高揚を図ることを目的として創設されたもので、個人村県民税(普通徴収)および固定資産税において、第1期納期内に全期分を一括して納付した場合に「前納報奨金」が交付されてきたものです。

■ 制度廃止の主な理由 ■

◎口座振替制度の普及や平成23年度からのコンビニ納付の導入により納税に対する利便性が向上し、税収の早期確保と納税意識の高揚等、所期の目的が達成されたこと。

◎個人村県民税については、給与や公的年金から税を差し引かれる「特別徴収」による納税者(全体の65%)は対象とならないため、不公平感があること。

■ 口座振替で全期前納を指定している方へ ■

村県民税と固定資産税の口座振替で全期前納を指定している方に、「前納報奨金制度の廃止に伴う口座振替方法確認書」をお送りし、年4回の期別納付に変更を希望する方にご回答をお願いしています。

ご回答がない場合や、いままでどおり全期前納による口座振替での納付を希望される方は、全期前納による口座振替を継続するものとして取扱わせていただきます。

※今後も全期前納による納付の継続を希望される方は、回答をいただかなくても結構です。

美浦村地球温暖化対策機器設置等補助金交付要綱制定 ～申請は着工・発注前に！6月1日(月)から受付開始～

地球温暖化が社会問題となっている中、低炭素で循環型社会の実現に向けて、環境負荷の少ない住宅用エネルギー機器を設置する方、低公害対策車を購入する方・事業所に補助金を支給します。

必ず着工・発注前に申請を行ってください。なお、申請額が予算額に到達した段階で本年度分の申請受付を終了します。詳細については、来月号の広報と村ホームページをご覧ください。

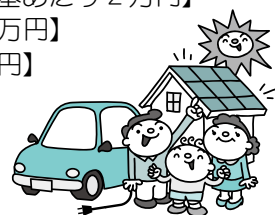
《補助の対象となるものと補助額》

◇住宅用新エネルギーおよび省エネルギー機器設置

- ・住宅用太陽光発電システム【1kwあたり5万円・上限5kw・最大補助額25万円】
*屋根材一体型は、屋根を載せた時点で工事着工と見なします。
- ・自然循環型太陽熱温水器および強制循環型太陽熱利用システム【1基あたり2万円】
- ・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)【1基あたり3万円】
- ・家庭用天然ガスコジェネレーション(エコウィル)【1基あたり5万円】
- ・家庭用燃料電池(エネファーム)【1基あたり5万円】

◇低公害車購入

- ・電気自動車(4輪以上のもの)【1台あたり10万円】
- ・プラグインハイブリッド車【1台あたり5万円】



■ 問合せ 役場生活環境課 ☎ 885-0340 (内) 214